

診療・検査医療機関 御中

茨城県土木部都市局建築指導課

新型コロナウイルス感染症対策に係る応急仮設建築物について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策に係る PCR 検査棟やコロナウイルスに感染した疑いのある発熱患者を診療・検査するために設けられる応急仮設建築物は、建築基準法第 85 条第 2 項の「災害があつた場合において設置する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」に該当するため、建築基準法の規定が一部免除されています。

このため、応急仮設建築物の設置にあたり事前に建築確認申請（法第 6 条）を行う必要はありませんが、3 ヶ月を超えて設置する場合は、特定行政庁※の許可を受ける必要があります。（法第 85 条第 3 項）

また、本許可は「安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める」場合に許可できることになっています。許可の際には是正等の手戻りが無いよう、応急仮設建築物を設置する場合は次頁の「応急仮設建築物を設置する際の留意点」にご注意願うとともに、できるだけ事前に、特定行政庁※にご相談くださるようお願いいたします。

なお、応急仮設建築物の設置可能期間は設置後 3 ヶ月を超えることとなる日から 2 年間となりますので、ご注意ください。

※特定行政庁：水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市
茨城県（県の管轄は上記 9 市の区域以外）

《建築基準法（抜粋）》

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五条

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から・・・（中略）・・・第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

担当：建築指導課 建築グループ 鈴木，田口



TEL:029-301-4727（直通）

<応急仮設建築物を設置する際の留意点>

1. 設置にあたり事前の許可や建築確認は必要ありません。

設置後、3ヶ月を超えて存続させる場合は、許可が必要となりますので、設置時点で★に注意してください。

★設置の際の注意事項（許可の際には是正指示がありえる事項です。）

- ①既存の建物との離隔距離の確保（延焼ライン内に仮設建物を設置しない。）
病院等の既存建物がRC造等の耐火建築物等の場合、仮設建築物は次の離隔距離を確保して設置する必要があります。
・既存病院が1階建ての場合 =6m超
・既存病院が2階建て以上の場合=10m超
もしくは、既存建物の開口部（窓等）を網入りガラス等とする必要が有ります。
- ②既存病院への救急車両や消防車両の通行や活動に支障が生じる場所に、仮設建築物を設置しないで下さい。
（非常用の進入口がある場合は、その前まで消防車両が進入することを想定しています。）
- 
- 
- ③仮設建築物には、24時間の換気が必要となります。
換気扇と給気口の設置を行ってください。
- ④仮設建築物で水を使用する場合は、排水を適切に処理してください。
（敷地内の下水排水管に接続する等が必要です。）
- ⑤仮設建築物は、本格的な基礎を設ける義務はありませんが、その場合、風や地震で建物が転倒や滑動をしないことを計算によりチェックして下さい。
- ⑥設置の際には所管の消防署にもできる限り、ご相談ください。
（許可にあたり、消防同意も必要になります。）

2. 設置後、3ヶ月を超えて存続させる場合は、許可が必要となります。

・3ヶ月を経過する前に管轄※の建築指導課と事前協議のうえ申請を行って下さい。

（県管轄の場合は、1ヶ月前に協議開始、2週間前に許可申請を行ってください。）

※管轄：次の9市内に設置する場合は、設置市となります。

水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市
茨城県（県の管轄は上記9市の区域以外に設置する場合）

※許可を申請する場合は、建築基準法への適合状況の確認のための資料や図面の添付が必要ですので、早めに仮設建物の設置業者や建築士の方等にご相談下さい。

◎許可は設置後3か月を超えることとなる日から、2年の期間を限って行うものです。

2年を経過する前に撤去が必要となります。

※撤去予定がないものは、通常の建築確認の手続きを行ってください。